

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年1月1日から同年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から同年8月1日まで
② 平成16年4月1日から18年5月1日まで

私がA社へ勤務していた期間のうち、国側の記録では、標準報酬月額が平成15年7月は28万円、16年4月から18年4月までは18万円となっているが、給与明細書を確認すると申立期間の給料は30万円支給されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間②のうち、平成16年4月から同年8月までの標準報酬月額については、当初30万円と記録されていたが、同年6月29日付けで、同年4月1日に遡って30万円から18万円に引き下げら

れていることが確認できる。

また、当該期間に申立事業所で被保険者記録がある 16 人（申立人を除く。）のうち 15 人の標準報酬月額が、申立人と同日の平成 16 年 6 月 29 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って引き下げられていることが確認できる上、事業主及び役員の 3 人についても、申立人と同日の同年 6 月 29 日付けで、14 年 8 月 1 日まで遡って標準報酬月額が訂正されていることが確認できる。

さらに、債権記録リストにより、申立事業所は当該遡及訂正処理当時において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本から申立人は申立事業所の役員ではなかったことが確認できる上、元事業主は、「申立人は技術者であり、経理担当者ではなかった。」としていることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたことはうかがえない。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 16 年 6 月 29 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている 16 年 4 月から同年 8 月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立人に係る月額変更処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 16 年 9 月 1 日）で 18 万円と記録されているところ、当該処理については月額変更処理と直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 申立人は申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬

月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②のうち平成16年9月1日から17年12月1日までの期間及び18年1月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち平成17年12月について、申立人が提出した給与支給明細書により、申立事業所における厚生年金保険料は翌月控除であったと推認できるところ、18年1月に支給された給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年1月は19万円、同年2月から同年7月までは14万2,000円、同年8月は20万円、同年9月から16年1月までは14万2,000円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは17万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は17万円、並びに同年12月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月1日から19年7月29日まで

私が、A社に勤務していた平成15年1月から19年6月までの給与支給額は、月平均で15万円はあったと思うが、国の記録では標準報酬月額が11万8,000円とされており、実際の給与支給額より低くされているので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成15年1月から16年12月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書及びB市が提出した申立人に係る住民税課税基礎資料により、当該期間のうち、15年1月は19万円、同年2月から同年7月までは14万2,000円、同年8月は20万円、同年9月から16年1月までは14万2,000円、同年2月は18万円、同年3月から同年8月までは17万円、同年9月は18万円、同年10月及び

同年 11 月は 17 万円、並びに同年 12 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、当該期間当時の資料が無いため不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主は、申立人の標準報酬月額をオンライン記録どおりに届け出ていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち平成 17 年 1 月から 19 年 6 月までの期間については、申立人が提出した 18 年 3 月分、同年 6 月分から同年 8 月分まで及び同年 12 月分の給与明細書並びに申立事業所が提出した申立人に係る 17 年 1 月から 19 年 7 月までの月別勤怠支給控除一覧表により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致する 11 万 8,000 円であることが確認できる。

また、申立事業所の現在の代表取締役は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料の納付について、「給与支給額の多い月と少ない月を平均したら、約 12 万円くらいなので、報酬月額を一律 11 万 8,000 円で届け出て、従業員の給与からも 11 万 8,000 円に見合う保険料額を控除していた。そのやり方は、当時から今も変わっていない。」と回答しているところ、オンライン記録では、申立事業所において申立期間に被保険者資格を取得した同僚 46 人（申立人を除く。）のうち 37 人の標準報酬月額は、資格取得時から資格喪失時まで一律 11 万 8,000 円となっていることが確認できる。

さらに、平成 16 年、17 年及び 18 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届並びにオンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか申立期間のうち平成 17 年 1 月から 19 年 6 月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 17 年 1 月から 19 年 6 月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年8月及び同年9月

私は、昭和60年8月に会社を退職したが、同年10月頃に子供が病気になり、すぐに健康保険証が必要となったため、A市B区役所で国民健康保険の手続を行ったところ、窓口の担当者から国民健康保険に加入するには、国民年金にも一緒に加入しないと認められないと言われたため、同時に国民年金の加入手続を行った。

私自身は、昭和60年10月分の国民健康保険料のみを支払うつもりであったが、区役所の担当者から同年8月から同年10月までの国民年金保険料と国民健康保険料を支払うように言われ、区役所近くの銀行で預金を引き出して、すぐに区役所の窓口で支払ったのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市B区役所の窓口で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の第3号被保険者の処理日等から、昭和61年12月から62年2月までの間に払い出されたものと推認されることから、申立期間の保険料は、過年度保険料となり、制度上、市町村では保険料を収納することができない。

また、オンライン記録によると、申立人に対し、昭和62年12月10日付けで過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書は、作成時点において時効が成立していない保険料納付が可能な60年10月から61年3月までの国民年金保険料を対象に作成されたものと考えられ、当該期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるものの、申立人が当該期間の

保険料を納付した時点において、申立期間は既に時効が成立していたため過年度納付書は作成されず、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から61年12月まで
基礎年金制度が創設された昭和61年頃、A市役所から私に対し、今なら20歳時まで遡って国民年金保険料を納めることで満額給付の権利を得ることができるという書類が届いたので、私の母親がまとめて支払うには負担が重い高額な保険料であったが、私のためにA市B支所で保険料を納付してくれた。

しかしながら、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の被保険者の記録から、平成元年2月から同年3月までの間に払い出されたものと推認されることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続きを行い、20歳に到達した昭和58年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと考えられ、最も早い平成元年2月に手帳記号番号が払い出されたとした場合でも、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、A市及びC町の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時から平成12年6月6日まではA市以外に住所を移していないことが申立人に係る戸籍の附票により確認でき、A市が申立人に対して二つの国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難く、オンライン記録による氏名検索等によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月1日から53年4月1日まで
② 昭和53年4月1日から54年7月8日まで
③ 昭和55年6月1日から57年9月1日まで
④ 昭和57年10月1日から58年1月12日まで
⑤ 昭和58年7月4日から61年1月1日まで

私は、昭和51年2月に新聞の求人欄を見て、A社に入社し、申立期間①の平均月額の給与は、手取りで37万円から40万円支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、同社における私の仕事は、販売であり、当時の私の成績は、全国支店の中でも上位を占めることが多く、B支店では常に1位で、しばしば表彰され、昭和53年2月1日付けでB支店主任になった。同社の給与はポイント制で、月額給与は平均して40万円で、ボーナス等を含めると50万円以上支給されていたが、申立期間②、③、④及び⑤における国の標準報酬月額の記録は、支給されていた給与より低い額になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の同僚の供述、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録及び申立人が提出した預金通帳から、時期は特定できないものの、申立人は申立期間①当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、申立人と同じ支店で同一業務に従事していたとする女性社員の申立事業所における厚生年金保険及び雇用保険の加入記録を見ると、厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の加入期間は、申立人と同様に整合していないことから、申立事業所では、申立期間①当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和 51 年 2 月 1 日から 52 年 3 月 15 日までは、申立人の夫が申立期間①当時加入していた健康保険組合の被扶養者になっていることが確認でき、厚生年金保険と政府管掌健康保険の加入は一体であったことを踏まえると、申立人は申立期間①当時、申立事業所で厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録では、申立期間①は国民年金保険料の納付済み期間となっている上、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日となっており、申立期間①に係る健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況について、申立事業所の承継事業所及び申立事業所の当時の役員並びに申立人が記憶している同僚等に確認したが、申立期間①当時の保険料の納付状況等についての供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(4万8,000円から30万円)が、当時の給与支給額(50万円以上)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶している同僚及び申立事業所の当時の代表取締役は、「基本給が標準報酬月額の算定基準だったのではないかと思う。」、「当時は、歩合給は社会保険の標準報酬月額に含んでいなかった。」とそれぞれ供述しているところ、申立期間②前後に資格取得している同僚7人の標準報酬月額は、全員が申立人と同額の10万4,000円となっており、申立期間③前後に資格取得している同僚4人の標準報酬月額は、3人が申立人と同額の11万8,000円、1人が16万円となっていることから、申立期間②及び③における申立人の標準報酬月額のみが特段の取扱いであるという事情は見当たらない。

また、申立人は、「C支店のトップで営業をしていた者と常に成績争いをしていたので、標準報酬月額は、当該社員の標準報酬月額と同じ位では

ないかと思っている。」と主張しているが、当該社員は、「申立人は私とトップを争うような上位の成績ではなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間②及び③に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同名簿が遡って訂正された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険の加入状況について、申立事業所の承継事業所及び申立事業所の当時の役員並びに申立人が記憶している同僚等に確認したが、申立期間②及び③当時の保険料の納付状況等についての供述は得られなかった。

- 3 申立期間④について、申立人は、D社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(16万円)が、当時の給与支給額(50万円以上)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立期間④前後に資格取得している同僚10人の標準報酬月額を見ると、10万4,000円から22万円となっており、申立期間④における申立人の標準報酬月額のみが特段の取扱いであるという事情は見当たらない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立期間④に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同原票が遡って訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の加入状況について、申立事業所の当時の役員及び申立人が記憶している同僚等に確認したが、申立期間④当時の保険料の納付状況等についての供述は得られなかった。

- 4 申立期間⑤について、申立人は、E社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(13万4,000円から19万円)が、当時の給与支給額(50万円以上)よりも低いと申し立てている。

しかしながら、申立事業所の当時の取締役は、「当時は、歩合給は社会保険の標準報酬月額に含んでいなかった。」と供述しているところ、申立期間⑤前後に資格取得している同僚2人の標準報酬月額を見ると、11万8,000円及び17万円となっており、申立期間⑤における申立人の標準報酬月額のみが特段の取扱いであるという事情は見当たらない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間⑤に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、同名簿が遡って訂正された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険の加入状況について、申立事業所の当時の役員及び申立人が記憶している同僚等に確認したが、申立期間⑤当時の保険料の納付状況等についての供述は得られなかった。

- 5 このほか、申立期間②、③、④及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③、④及び⑤について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。